

ノースアジア大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、ノースアジア大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日の期間で「基準 5」について再評価を申請すること。

II 総評

大学の建学の精神は、「真理・調和・実学」の 3 つのキーワードに集約され、対面的場においてはもちろん、各種媒体によって学内外に周知されている。大学の使命・目的については、「教養教育と専門教育の関連」をうたい、学部・学科の教育目標に反映させている。

教育研究組織は、経済学部・法学部 2 学部のほか、各研究所、「総合研究センター」などから成る。教養部を組織的に独立させている点は、教養教育重視の表れといえるが、教養部全体と学部教授会の関係については、より明確にすることが望まれる。

2 学部 4 学科の教育課程は教育目的に対応して適切に設定されている。35 週の授業時間を確保し、授業方法・内容・評価基準などはシラバスに明示されている。修学状況の把握・「学生生活実態調査」などにより教育目的の達成状況を点検・評価する努力も行われている。

アドミッションポリシーは、各学部・学科で明示されている。定員割れにも関わらず、平成 21(2009)年度から推薦基準を上げた点は今後の教育成果が待たれるところである。学習支援では、「アドバイザーアワー」を設けて対応し、また、正規の教育課程を就職支援に連動させる仕組みによって大きな成果をあげている。

教育課程の遂行に必要な教員については、大学設置基準に定める専任教員数を満たしているが、必要教授数は平成 19(2007)年度から不足状態が続いている。教員の採用・昇任については任期制を導入し原則公募で採用している。教育担当時間については一部の教員に偏っている傾向も見られる。教育研究活動活性化の取組みは FD 委員会が主導し、授業アンケート、授業研究会、授業参観などの活動が実施されている。

職員組織の職制と職務については、就業規則に明記され、採用・昇任・異動については、業務量や個人のスキルを総合的に評価の上、理事長により発令される。SD(Staff Development)活動ではスキルアップと視野の広がりを目指し、教員との連携のもとで業務に取り組んでいる。

大学全体の管理運営体制は、理事会・評議員会・各教育組織の長で構成される会議などにより管理・教学部門の調整を図り、各学部教授会において審議・決定される仕組みになっている。自己点検・評価に関しては、平成 13(2001)年度にまとめられた「教育と研究」に基づいて各種改革が進められている。

財務については、大学単体では定員の充足率を維持するための対策が必要であるが、法

人全体では総資金に占める自己資金構成比率の割合は高い。財務情報の公開は適切な方法で公開されている。外部資金の導入では更なる対策が望まれる。

教育研究施設環境は、総じてアメニティに配慮されており、大学と地域社会の連携については、知的・文化的資源を活用した取組みが積極的に行われている。大学の組織倫理に関する各種規程は、ネットを通じて個々の教職員がアクセスできる。

危機管理については、消防法に基づいて行われており、教育研究成果も学術研究誌が国立国会図書館に登録され、公開講座などの各種情報についても学内外に発信され、広報活動の体制は整備されている。

以上のうち、教員組織については、大学設置基準の定める必要教授数を充足しておらず、適切であると評価することはできない。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は、「真理・調和・実学」を根本的な教育理念に置くところにあり、学生便覧をはじめ、オリエンテーションや「新入生研修会」、あるいは、学園案内パンフレット、広報誌「さくら」やホームページなどによって、学内外に周知されている。平成 19(2007)年 4 月の大学の名称変更に伴い、「真理・調和・実学」を表すモニュメントのほか、新たな学章及びロゴマークなどが作成され、校門、旗、バッジ、名刺などさまざまなところで活用されている。

大学の使命・目的については、「教養教育との密接な関連のもとに科学的で実際的な専門教育を施し、健全にして善良な社会人を育成すること」「人類の福祉と国家の繁栄に寄与すること」とうたわれ、これを踏まえて、学部と学科それぞれの教育目標が定められている。これらについては、学生便覧によりわかりやすく記載され、学生への周知が図られている。

建学の精神のうち、特に、「実学」については、理事長が学長を兼務する強力なリーダーシップのもとで、周知徹底はもとより、その実践が多様な形で推進されている。

【優れた点】

- ・「教養教育と専門教育の密接な関連」を重視するという大学の使命・目的に基づき、学部・学科の教育目標に「実学重視」を取入れ、その実践に力を注いでいる点は評価できる。

【参考意見】

- ・「ノースアジアを射程においた人材養成を目指す」とした大学名変更の趣旨を、学則第 1 条の大学の目的及び使命に反映させることが望まれる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神の一つである「実学」を重視する基本理念のもと、経済学部、法学部の 2 学部と教養部を独立して設置しているほか、「総合研究センター」、6 つの研究組織を統轄する「研究所長運営連絡会議」、附属図書館、キャリアセンター、「国家試験等センター」、留学生別科などが教育研究の組織として設けられ、組織相互の関連性も保たれている。

教養教育を担当する組織として、学部とは別に教養部が設置され、教養教育を重視しつつ、専門教育との連携も図っている。また、教養部では、教養部長を中心に教養部所属の全教員が参加する全体会が組織されており、組織上及び運営上の責任体制が確立している。

教育研究に関わる学内意思決定機関としては、「学部長及び学科長等会議」が置かれ、また学部レベルでは、専任教員からなる両学部教授会、教養部教員の全体会があり、全体として各部署の均衡ある発展と組織間の調整を図りつつ、運営がなされている。ただし、教養部の全体会と教授会の関係が明確さを欠くように、教学に関わる意思決定組織と意思決定過程が、規程などにおいて十分整備されているとは言えないところがある。しかしながら、学習者の要求に対しては、授業評価結果の一部開示などによって、細かく対応しようと努めている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

2 学部 4 学科の教育目的は学則第 1 条及び第 2 条にそれぞれ具体的に定められ、建学の精神の一つである「実学重視」の基本理念を反映させる努力が行われている。また、その趣旨は大学案内などで公表されている。経済学部 2 学科と法学部法律学科については、教育方法についての説明が十分とは言えないが、法学部観光学科については十分説明されている。

2 学部 4 学科の教育課程はそれぞれ教育目的に対応して概ね体系的に適切に設定されている。教育課程は両学部共通の「教養科目群」と学部ごとの「専門科目群」からなり、体系的に編成されている。1 年間の授業期間は定期試験などの期間を含め 35 週確保している。授業回数はsemesterで定期試験を含めないで 15 回行っている。単位認定、卒業要件は適切に定められている。履修登録単位数の上限は従来定めがなかったが、平成 21(2009)年 4 月入学者から上限が設けられた。講義科目では授業の方法、内容、授業計画、評価基準はシラバスに明示されているが、ゼミナールでは授業計画、評価基準が示されていない。成績評価基準は学則に定めている。

1年次生全員対象の「自己発見レポート」「出席集計システム」による修学状況把握、「キャリアサポートⅠ～Ⅳ」などによる段階的な就職指導、資格取得の受験講座の通常科目化、「国家試験等センター」による指導、「学生生活実態調査」「企業研究セミナー」などの取組みにより、教育目的の達成状況を点検・評価する努力がなされている。法学部においては、「模擬裁判」や「無料法律相談会」を開催し、これらを「実学」を学ぶ機会として教育効果を上げている。

【優れた点】

- ・「観光学は実学」をモットーとする観光学科の特色ある教育は、グループワーク、フィールドワーク、現役社会人講師による授業の導入など教育方法に工夫がなされており、高く評価できる。
- ・観光学科の「社会との段差をなくす教育」は、専門性と社会性を同時に育む意味において、高く評価できる。
- ・観光学科の「MDP（マイ・ドリーム・プラン）」の取組みは、学生一人ひとりに進路目標の設定を促し、個性に応じた指導を目指すものであり、高く評価できる。

【参考意見】

- ・シラバスには、ゼミナールについても授業計画と評価基準を記すことが望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーは、建学の精神、大学の教育目標をもとに、各学部・学科で明確に提示されている。平成20(2008)年度からセンター試験入試を除く、すべての入学試験で面接を導入している。また、平成21(2009)年度から、各種推薦入試の出願資格の評定平均値を上げるなど、基礎学力を重視した選抜を行っている。平成17(2005)年度には入学定員数を充足する在籍学生数だったが、平成18(2006)年度から定員割れ状態となっている。定員充足のため平成18(2006)年度と平成20(2008)年度には2学部とも定員を分割しマネジメント学科と観光学科を設けたが、依然減少傾向にある。

学生への学習支援の体制では、各種の制度が、教員と学生のコミュニケーションが密になるように運営されている。「新入生研修会」では、新入生全員が1泊2日の研修を行っている。2年次からは、専門のゼミナールを選択する際、教員による「アドバイザーアワー」を設けてさまざまな相談を行える体制がとられている。

各種学生サービスの充実、健全で充実した学生生活のためのセーフティネットであるという考え方にに基づき運営されている。学生の自治組織の活動に対し教務課及び学生課が中心となり学生サービスや厚生補導を行っている。中でも、民間人を活用し学生への生活相談を行う「教育指導室」や「ほっとスペース（くつろぎの空間・居場所）」による学生同

士の「ピア・サポート」の取組みは評価できる。「教育指導室」の活動や「履修と学納金の相談コーナー」は学生の意見などのくみ上げの機能も果たしている。

就職・進学支援の体制では、正規の教育課程が就職支援につながっており、就職・進学の相談・助言はキャリアセンター事務課が対応し、就職相談室や「面接練習室」が設けられ、きめ細かな支援体制をとっている。

【優れた点】

- ・ 上級生が下級生を支援する「ピア・リーダー」制度（法律学科）や「キャリアファイル作成」（経済学科）などを導入していることは高く評価できる。
- ・ 学生と教職員との「あいさつとスマイル運動」や、教職員から学生への「声かけ運動」「ほっとスペース」の設置などによって、学生の抱える悩みなどに早期に対応していることは高く評価できる。
- ・ 実学を重視した教育方針に基づき、「行政・警察研究室」「司法研究室」「税務会計研究室」「観光研究室」などを設置し、きめ細かな就職対策を展開していることは高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしていない。

【判定理由】

教育課程を遂行するための教員については、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。主要授業科目（必修）の専任・兼任の担当割合については、経済学部、法学部共に専任比率が 8 割を超えているが、一部の学科には、教授・准教授の担当比率が低いところがある。専任教員の年齢構成は概ねバランスがとれている。

教員の採用・昇任については、任期制を導入しているが、方針、規程、選考基準が明示され、採用は原則公募として適切に運用されている。

教員の教育担当時間については、概ね適切である。TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)の活用はないが、情報系科目で授業アシスタントを委託契約により雇用し、学生のパソコン操作指導などの授業サポートを行っている。

教員の教育研究活動への支援については、研究費などの配分が平成 20(2008)年度から大幅に減額されているなど、教員への研究活動支援は全般的に十分とは言えない。

教育研究活動の活性化を目指す取組みは、FD 委員会などによって、組織的に行われている。授業アンケートは専任教員の全開講科目について実施され、その結果が各教員にフィードバックされている。また専任教員の授業研究会、授業参観なども実施されている。

教員の教育研究活動の評価については、平成 19(2007)年度から導入された任期制の運用に併せて行われている。

しかしながら、大学設置基準に定める教授数については、平成 19(2007)年度から大学設置基準上必要な数を充足しておらず、適切な教員組織とは認められない。

【改善を要する点】

- ・大学設置基準に定める教授数を満たしていない。原則として必要教員数の半数以上が必要とされる教授数は、平成 19(2007)年度で 1 人不足、同 20(2008)年度では 5 人不足、同 21(2009)年度の実地調査時点では、なお 2 人不足していた。採用による改善計画は予定されているが、至急に欠員補充を図る必要がある。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人の組織機構図」及び「学校法人ノースアジア大学組織規程」に詳細に示されているように、学校法人との関わりの中で大学の組織が構成され、教育研究及び社会連携・貢献を推進する体制が整えられ、その体制の維持と目的達成を支える職員組織が構築されている。

職制及び職務については、「学校法人ノースアジア大学組織規程」及び「ノースアジア大学事務職員職階内規」に明確に規定され、職務遂行に関しても「学校法人ノースアジア大学就業規則」に明記されている。

採用・異動については、各部署の人員配置や業務量のバランス、適材適所及び個人のスキルアップを目的とした配置などを総合的に判断の上、定期的を実施している。また、「学校法人ノースアジア大学再雇用制度要項」に基づく再雇用制度も導入されている。

昇任についても、「ノースアジア大学事務職員職階内規」に基づき、各職員の勤務状態に関する上司による評価をもとに、理事長により発令される体制が整っている。

SD(Staff Development)についても定期的な初任者研修をはじめ、「2 年目・3 年目事務職員研修会」、部長研修会、課長研修会などの企画のほかに、一定期間他部署に出向させることなどを通して職員のスキルアップや視野の広がりを促すことを心がけている。

教育研究支援に関しては、大学事務部のみならず、「教育指導室」「総合研究センター」並びに各研究室、「国家試験等センター」、キャリアセンターなどにおいても、教員との情報交換や連携のもと、学生の全人格的教育に取り組む姿勢が特徴的である。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の管理運営体制は、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」「学校法人ノースアジア大学組織規程」などに基づき整備されている。法人の管理運営体制としては、寄附行為に

基づいて理事会並びに諮問機関としての評議員会が置かれている。その法人の意向を踏まえて、各教育機関の長で構成される「学校法人ノースアジア大学所属長会議」が定期的に行われ、大学だけでなく、法人全体の管理部門と教学部門の連携・調整を図る上で重要な役割を果たしている。この会議における調整・確認を経て、大学の「学部長及び学科長等会議」において、大学運営に係わる諸事項が調整・確認され、更には各学部教授会において教学に関する諸事案が審議・決定される仕組みになっている。

理事会と評議員会は共に寄附行為に基づき運営されている。

自己点検・評価に関しては、法人の「学校法人ノースアジア大学自己点検・評価委員会」の下に「ノースアジア大学教育研究分科会」があり、早くから自己点検・評価の必要性が認識され、規程化され、自己点検・評価が実施されてきている。

そのプロセスでのまとめが「教育と研究（平成 13(2001)年 11 月）」に発表され、そこで示された提案をベースに、その後の各種改革が進められてきている。

平成 18(2006)年には、その一環として FD 委員会も設置され、年 2 回の授業評価アンケートを実施し、その結果を大学の授業全体の評価と教員個人データのデータに分類して、大学教育へのフィードバック、授業の総合評価の高い教員の学内外への公表などを行ってきている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 19(2007)年度以降、大学単体の消費支出比率は、帰属収入で消費支出を賄えない状況となっている。平成 20(2008)年度の大学単体の収入構造は、学生生徒等納付金及び補助金が帰属収入の大半を占める。この数年間入学者の減少傾向にあり、学生の確保状況が大きく経営に影響を及ぼすので、定員の充足率を維持するための対策が必要である。

一方、法人全体の消費収支比率及び消費支出比率は収支バランスがとれており、基本金についても第 2 号・第 3 号と教育研究目的を達成するために必要な組入れがなされている。また、財政は他人資本を組入れない経営を継続しており、総資金に占める自己資金構成比率の割合は高い。今後の教育研究目的を達成するために必要な取組みのための財政基盤を有しており法人全体での収支バランスを考慮した運営がなされている。

財務情報の公開は、学園広報「さくら」を媒体として、法人全体の資金収支及び消費収支の予算・決算と貸借対照表及び予算概要、決算概要を掲載し、ホームページにおいても公開しており、適切な方法で公開がなされている。

外部資金の導入では、「総合研究センター」による資格取得講座や公開講座の受講料収入などの事業によって増加を図っている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎の面積は、大学設置基準上の必要面積を十分満たしている。附属図書館、体育施設、学生寮などの施設設備も良好な状態で整備されている。大学総合体育館は祝祭日を含む休日も学生が利用可能で、併設の秋田栄養短期大学の体育館を利用することもできるようになっており、有効に施設を活用している。また、これらの施設設備は適切に維持、運営されている。

施設設備の安全性・耐震性については、校舎は、昭和 56(1981)年の建築基準法改正後の基準に沿って建築がなされており、補強などの工事は必要なく、耐震性での安全性は確保されている。

学内の教育環境に関して、緑地帯を設けて学生の憩いの場の確保に努めている。学内で全面禁煙化も進めており、食堂や学生ホールほか、談話ができる「ほっとスペース（くつろぎの空間・居場所）」も確保している。また、大学合宿所及び研修室を備え持つ「桜友会館」など学生生活を充実させる施設設備が整っており、全体として、アメニティに配慮した教育環境であると評価することができる。

【改善を要する点】

- ・教育研究用機器備品については、一部の教室に常備されていない現状で、附属図書館での DVD 関連資料なども十分に整備されていない状況があり、改善が必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

全ての専任教員が、大学の附属機関である各種研究所、センターあるいは「雪国民俗館」など、6つの研究機関のうち1つないし2つに所属し、全職員と一体となって、大学が保有する知的・文化的資源や調査・研究成果を外部との交流、連携に活用し、大学の有している物的・人的資源を地域社会に提供し、地域社会の発展と学術文化振興に寄与しようとする大学の取組みは、特色があり、積極的である。

「国際観光研究所」による種々の企業との協定と協力関係並びに「大学コンソーシアムあきた」を通しての他大学などとの連携活動、更には海外4か国6大学との提携、学術交流、留学生の交換・派遣制度は、新しい大学名での新機軸にふさわしい活動である。

「総合研究センター」を中心に周辺地域との交流を積極的に展開し、特に観光学の分野で、9つの地方自治体と観光に関する連携協定を結び、地域振興と人材育成を図っている。

【優れた点】

- ・法学研究所の「無料法律相談会」や「総合研究センター」の「シティカレッジ」による社会貢献と地域振興の推進、あるいは「雪国民俗館」や附属図書館の開放による地域社会の文化振興への貢献は評価できる。
- ・「ノースアジア大学文学賞」の創設と実施や、定期的チャリティコンサートの開催は、貴重な地域貢献の事例として高く評価できる。
- ・教職員と学生が一緒になって秋田市の通りを清掃して歩く「教育指導室」主催の「ボランティア・ラリー」は、地域との関係強化というだけでなく、その活動を通して学生が成長するという点で高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の組織倫理に関する主な規程は、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」第 4 条の規程、学則及び就業規則の中の服務規律のほか、「セクシャルハラスメントの防止等に関する規程」「個人情報保護に関する規程」などが整備され、規程の内容については、平成 17(2005)年度から、学内ネットワークを通じて個々の教職員がアクセスできるようになっており、適切な運営がなされている。

危機管理体制については、「ノースアジア大学防火管理規程」を定め、「防火対策委員会」が組織されて、消防法に基づいた消防計画に沿って、予防管理が行われている。また、学外からの侵入を防ぐため、大学内には防犯カメラが設置され、セキュリティも確保されており管理体制が整備されている。

教育研究成果の学内外への広報については、5 種類の学術研究誌が毎年定期的に発行され、国立国会図書館に ISSN 登録がなされている。更に、公開講座の講演内容については、「教養・文化論集」に収録され公表されており、「総合研究センター」が刊行する広報誌「シティカレッジ」でも講座内容ほか各種の情報が学内外に発信されており、広報活動体制が整備されている。

【参考意見】

- ・危機管理の体制として、防火訓練などの避難訓練が実施されていないことから、定期的
に実施することが望まれる。

